

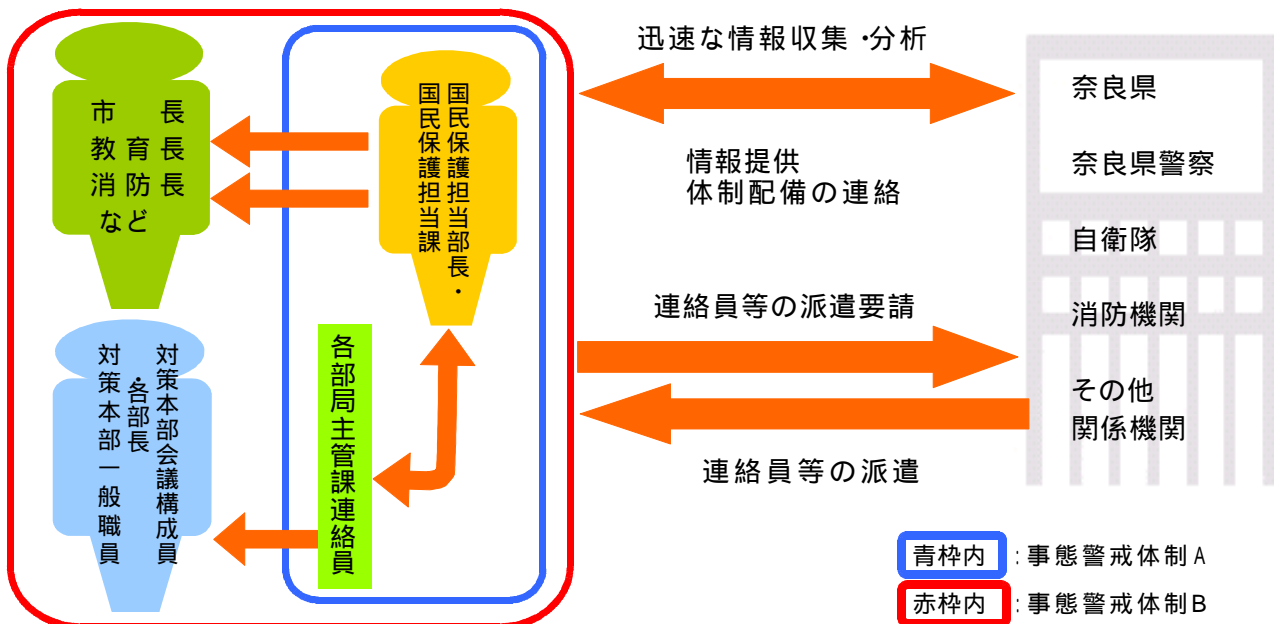
生駒市国民保護計画の内容

生駒市国民保護計画の構成

第1編	総論	市の責務、国民保護措置に関する基本方針、市国民保護計画が対象とする事態など
第2編	平素からの備えや予防	組織・体制の整備、避難及び救援に関する平素からの備え、国民保護に関する啓発など
第3編	武力攻撃事態等への対処	初動連絡体制の迅速な確立、警報及び避難の指示、救援、武力攻撃災害への対処など
第4編	復旧等	応急の復旧、武力攻撃災害の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁など
第5編	緊急対処事態への対処	大規模テロ等に関し、武力攻撃事態等への対処に準拠

初動体制

原因不明で多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりするなどの被害が発生した場合、事態に応じた初動体制を確立します。



国民保護対策本部体制

内閣総理大臣から、総務大臣及び奈良県知事を経由して市の対策本部を設置すべきとの指定通知を受けた場合、直ちに対策本部を設置し、国民保護措置を実施します。